国家公務員制度改革推進本部 労使関係制度検討委員会(第3回) 議事概要

1 日時

平成21年1月13日(火)17:00~19:00

2 場所

内閣府本府庁舎 地下1階講堂

3 出席者

(委員・50音順、敬称略)

学識経験者委員 青山佳世、稲継裕昭、今野浩一郎、岸井成格、諏訪康雄、

髙橋滋

労働側委員 金田文夫、福田精一、山本幸司

使用者側委員 佐藤正典、村木裕隆

(政府)

福田進内閣官房副長官補、

立花宏国家公務員制度改革推進本部事務局長、

岡本義朗国家公務員制度改革推進本部事務局次長、

渕上俊則国家公務員制度改革推進本部事務局審議官、

駒崎源喜国家公務員制度改革推進本部事務局参事官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 委員の交代について
- (3) 想定される便益及び費用の基本的視点について
- (4) 協約締結権に関する主要な論点について
- (5) 委員会におけるヒアリングの方針について
- (6) 閉会

5 議事の概要

- 〇 冒頭、今野座長より、岡島委員が5日付けで辞任し、佐藤委員が任命されたことについて、報告と紹介が行われた。
- 想定される便益及び費用の基本的視点について、事務局より資料1の説

明が行われた後、議論が行われた。

- 資料1の「費用」に係る「増大」という表現について、以下のような議論があった。
 - 1の「交渉に係るコストの増大」など、制度設計次第で、コストが必ずしも増えるとは限らない。また、4の「交渉における参考指標としての調査コストの発生」は、詳細な調査を行っている現在に比べてコストが減少する可能性もある。何らかの但し書きを加えるべきである。
 - ・ 3の「人件費の増大のおそれ」については、交渉で決定することになれば増えるだけでなく減る可能性もあることは、民間を見てもはっきりしており、増大ではなく増減と書くべきである。人件費以外でも、費用の中で増減があり得るものは、増大ではなく増減と書くべきである。
 - ・ 便益についてはプラスで表現する一方で、費用についてはマイナスで 表現するという整理であり、このままの表現で良いのではないか。
 - 便益においても、増減があり得るなら増減と書くべきであり、特に人件費は、増減が大いにあり得るので、増減という表現にすべきである。
 - ・ (注)の1つ目のポツにおいて、費用も便益も、条件によっては増大 も減少もあり得る旨を、分かりやすく書くこととすれば良い。
- 資料1の(注)の3つ目のポツについて、以下のような議論があった。
 - ・ 「便益及び費用の基本的視点」という資料の注意書きにそぐわないので、削除すべきである。
 - 財政民主主義及び勤務条件法定主義は、当然、議論において踏まえるべきことであり、削除すべきではない。
 - 財政民主主義及び勤務条件法定主義の要請は当然ではあるが、あえてここで、管理運営事項に関する記述を含めて記載する必要があるのか疑問であり、削除すべきである。
 - ・ (注)があくまで、便益及び費用の全体についての注意書きであるな ら、ここで記載する意味が不分明であり、記載の必要は無い。
 - ・ 公務の特殊性をわざわざ強調し、また、「管理運営事項に関連して交 渉のあり方によっては国の政策遂行に支障の生ずるおそれがる」という のは、これからの論議を狭めてしまうのではないか。
- 〇 資料1に関する以上の議論を踏まえ、今野座長より、(注)の1つ目のポツにおいて、費用も便益も、条件によっては増減があり得ることを加えること、(注)の3つ目のポツの下3行を残すこととして、その書き振りを工夫すること、これらの点以外は、基本的視点として整理できたことについて、確認する趣旨の発言があった。

- 次に、協約締結権に関する主要な論点について、事務局より資料2及び 参考1、陪席より参考3及び4の説明があった後、議論が行われた。
- 資料2の議論の冒頭、髙橋座長代理より、全農林警職法事件判決の意義 について、以下のような説明があった。
 - 判決は、公務員の地位の特殊性と職務の公共性にかんがみると、財政 民主主義や勤務条件法定主義が、公務の特殊性として否定できないとし ている。
 - 一方で判決は、「使用者としての政府にいかなる範囲の決定権を委任するかは、まさに国会みずからが立法をもって定めるべき労働政策の問題」としており、勤務条件法定主義といってもその密度などは、一定の立法政策に委ねられているとしている。
 - ・ また判決は、制約の代償措置が必要であるとしている。なお、判決では、争議権の禁止の合憲性を導くための代償措置を示している。仮に協 約締結権が付与されれば、新しい代償措置が可能になるが、争議権が付 与されない場合には、本質的な部分の代償措置を考える必要がある。
- 〇 資料2の「1 基本的考え方」について、各委員より、以下のような意見があった。
 - 全農林判決は、争議行為に関するものであり、「協約締結権に関する 主要な論点」である資料2の論点として適当でない。
 - ・ 全農林判決をどう捉えるかについては、既に専門調査会の報告で一定 の整理がされており、それ以前に議論が戻ることは避けるべきであるか ら、全農林判決を踏まえ、と枠をはめることについては反対である。
 - ・ ILO87号条約及び98号条約で述べられていることや、ILOの 累次の勧告の考え方も、基本的考え方の中で示されるべきである。
- 資料2の「2 協約締結権を付与する職員の範囲」について、各委員より、以下のような意見があった。
 - 専門調査会の議論を踏まえると、「公権力の行使に携わる職員を除く 職員、特定の職種を除く職員」という記述は削除すべきである。なお、 現在、特定独立行政法人で公権力を行使しているところがあり、協約締 結権があるが、何ら支障は発生していない。
 - ・ 確かに専門調査会で、公権力の行使に携わる職員の線引きは難しいという議論はあったが、論点として外す必要はない。また、特定の職種として、例えば警察、監獄、自衛隊員などがあり、整理の必要がある。

- 資料2の「4 交渉システムのあり方」の(4)について、各委員より、 以下のような意見があった。
 - 協約締結権を付与する職員の範囲などが決まった段階で、具体的に検討すれば良いのであり、この論点は、現時点では必要ない。
 - 少数の職員団体の取り扱いについては、現実に国家公務員の組織率は 非常に低く、システムを考える時には現実に即して考える必要があるため、論点として重要度が低いとは考えられない。
- 資料2の「5 給与決定のあり方」について、各委員より、以下のよう な意見があった。
 - 給与だけの問題ではなく、給与等の勤務条件と修正すべきである。
 - 勤務条件の中で一番重要なのは給与であり、修正の必要はない。
- 資料2の5 (3) に関し、委員より、「毎年の給与交渉」とあるが、ヨーロッパでは、給与交渉は3年に1回程度であり、労使にそうした余地を残すべきであるから、「毎年」を削除すべきとの意見があった。意見を受けて、今野座長より、「毎年」の削除を確認する趣旨の発言があった。
- 資料2の「7 団結権、団体交渉権等の保護のためのシステムのあり方」 について、以下のような議論があった。
 - ・ 委員より、「不当労働行為からの救済制度のあり方」と修正すべきと の意見があった。これに関し、事務局より、不当労働行為は労働組合法 等の用語であり、12(1)の論点の結論によって、不当労働行為、阻 害行為いずれの表現とすべきか決まると考えられるとの説明があった。
 - 委員より、「職員団体」という言葉が用いられているが、現在の職員 団体制度を継続することを意味するのか、基本法12条の「自律的労使 関係制度」には労働組合の結成が含まれると解すべきであり、意味して いるのであれば問題であるとの質問があった。これに対し、事務局より、 現行制度を前提として職員団体と書いたものであり、論点の12(1) で、公務員独自の法制度とするか、民間法制を適用した上で公務員の特 例を定めるかという論点を提示しているとの回答があった。
- 〇 資料2の「12 その他」について、委員より、苦情処理について、民間や特労法では、苦情処理共同調整会議という仕組みがあるが、こうした新しい仕組みが必要であり、論点として追加すべきとの意見があった。
- 〇 資料2に関し、委員より、専門調査会との関係はどうなるのか、専門調 査会の集約を踏まえ論点を作成し議論すべきとの質問及び意見があった。

これに対し、今野座長より、専門調査会の集約化のレベルは論点により多様である、議論を踏まえ、参考にして議論したいとの回答があった。

- 資料2に関する以上の議論を踏まえ、今野座長より、事務局において修 正案を作成し、改めて議論を行いたいとの発言があった。
- 次に、委員会におけるヒアリングの方針について、事務局より資料3の 説明があった後、以下のような議論があった。
 - 委員より、民間企業からもヒアリングを行うべきとの意見があった。
 - ・ 委員より、1の※の「予め、質問事項を提示し、回答を得た上で、ヒアリングを実施」について質問があった。これに対し、事務局より、質問表を予め作成しヒアリング対象団体に送付することを想定している、また、地方公共団体については、総合評価の意見について、全都道府県など広く聞くことを、関係団体に相談しているとの回答があった。
 - ・ 委員より、地方公共団体のアンケートは労使双方に聞くと理解して良いかとの質問があり、事務局より、その通りであるとの回答があった。
 - ・ 委員より、地方公共団体に広く聞くことは重要であり、是非、関係機 関の努力で実現して欲しいとの意見があった。
 - ・ 委員より、3の「主なヒアリング項目」に関し、①にある「全体交渉と部門別交渉それぞれにおける交渉事項について」という項目が②には無いが、公営企業でも把握の必要があり、追加すべきとの意見があった。これを受け、今野座長より、追加を確認する旨の発言があった。
 - 委員より、中央省庁再編により複数の職員団体が存在することとなり、 従前よりも交渉が複雑になっているところについて、その実態が把握で きる対象を選ぶべきであるとの意見があった。
 - ・ 委員より、対象の選定について推薦が可能かとの質問があった。これに対し、事務局より、各委員から意見を頂き、座長と相談したいとの回答があった。また、今野座長より、推薦があれば事務局に伝えて欲しい、それを踏まえ対象を選定し各委員に諮りたいとの発言があった。
- 次回会議の開催については、早期に日程調整を行うこととされた。

以上

< 文責: 国家公務員制度改革推進本部事務局(速報のため事後修正の可能性あり)>